

# 水循環基本法とプラットフォーム

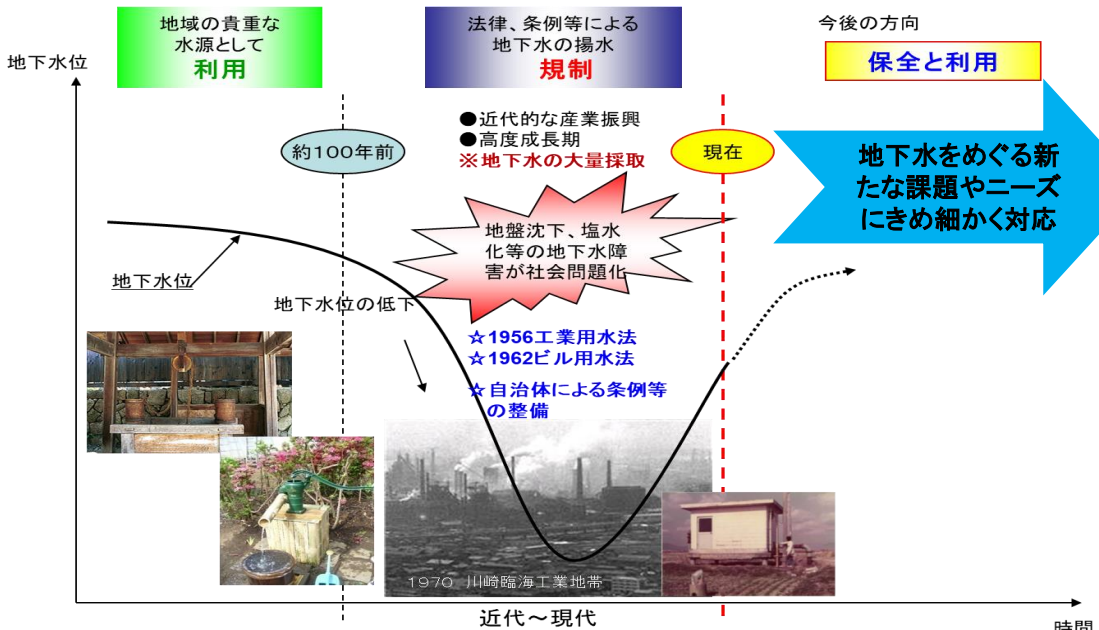
内閣官房 水循環政策本部事務局  
令和5年3月



水循環ロゴマーク

## 地下水問題の経緯

地下水の過剰採取により生じた大規模な地盤沈下は、法律、条例等による採取規制などにより沈静化



## 地下水をめぐる新たな動向

### 依然として続く課題

広域的な地盤沈下や地下水の枯渇等は沈静化してきたものの、依然として、過剰な地下水利用や地下水汚染など地下水に係る課題は発生



湧水の干上がり 出典：大野市

### 地下水（観光地、特産品）の維持・復活

湧水を観光資源としている地域における地下水の維持・復活



「秦野名水」のボトルドウォーター、ロゴ、店舗での掲示

出典：一般社団法人大野市観光協会HP

## 地方公共団体が抱える課題

1. 制限を新設・強化しようとする際に根拠となる地下水の挙動の解明や水収支等の把握が難しい
2. 合意形成のための地下水に関する協議会の設置や条例の制定・改正等の取組を進める意向はあっても、情報・ノウハウがなく、地域での合意形成やルールづくりが進まない

## <改正のポイント>

### ○責務に関する規定の整備

国・地方公共団体の責務に「地下水の適正な保全及び利用に関する施策」が含まれること及び事業者・国民の責務として、当該施策への協力が含まれることを明確化。

### ○基本的施策に「地下水の適正な保全及び利用」に関する規定の追加

地下水マネジメント（※）を推進するため、国及び地方公共団体は、以下①～③その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする旨の規定を追加。

- ①地下水に関する情報の収集、整理、分析、公表、保管
- ②地下水の保全及び利用に関する協議会の設置
- ③地下水の採取の制限

改正法の衆参国土交通委員会の審議過程において、以下の内容を含む決議が付された。  
法改正を踏まえ、水循環基本計画の改定等の必要性について検討を行うこと。

（※）地下水の利用や挙動等の実態把握とその分析、可視化、水量と水質の保全、かん養、採取等に関する地域における合意やその内容を実施する取組

## ○責務に関する規定の整備（第4条の下線部分を追記）

（国の責務）

第4条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、水循環に関する施策（地下水の適正な保全及び利用に関する施策を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

## ○地下水の適正な保全及び利用に関する規定の追加（第16条の2を追加）

（地下水の適正な保全及び利用）

第16条の2 国及び地方公共団体は、前3条に定めるもののほか、地下水の適正な保全及び利用を図るため、地域の実情に応じ、地下水に関する観測又は調査による情報の収集並びに当該情報の整理、分析、公表及び保存、地下水の適正な保全及び利用に関する協議を行う組織の設置又はこれに類する業務を行う既存の組織の活用、地下水の採取の制限その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

### 【参考】水循環基本法の一部改正に対する決議

R3.6.2 衆議院国土交通委員会

R3.6.8 参議院国土交通委員会

※下線部は参議院国土交通委員会のみ記載

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に万全を期すべきである。

一 政府においては、地方公共団体が地下水の適正な保全及び利用を図るため、地域の実情に応じ、法令に違反しない限りにおいて条例で定めるところにより、地下水の採取の制限その他の必要な制限をすることができることについて、地方公共団体に対して、周知を行うこと。また、その条例制定等に関し、必要な助言等の支援を行うとともに、制定動向を把握し公表に努めること。

二 **地下水マネジメント**を推進するため、地方公共団体等により観測されている観測データを集約し相互利用する地下水データベースの構築を推進するとともに、地方公共団体による地下水の適正な保全及び利用に関する協議会の運営や、地方公共団体等が行う地下水に関する観測等に必要な支援を講ずること。

また、飲み水などの生活用水や農業用水としても利用される地下水の水質に影響を及ぼす可能性のある土地の利用に当たっても、地域住民の意見を踏まえた対応が図られるよう必要な措置を講ずること。

三 法改正を踏まえ、**水循環基本計画の改定等の必要性について検討を行うこと。**

## 見直しのポイント

- ❑ 改正は、現行の計画期間内（R2～R6）での一部改正。
- ❑ 令和3年6月の水循環基本法改正の趣旨に沿い、現行の計画に記載されている地下水に関する事項の項目を立てて位置付け、地下水に関する総合的な計画として提示。
- ❑ 現行計画の策定後に進んだ取組についても記載。

## 見直しの概要

### 総論及び第1部（基本的な方針）

- 関係箇所に地下水に関する記述を追加・修正
- 地下水マネジメントをより推進するため、「地下水の適正な保全及び利用」を流域マネジメントの一環として重点的に取り組む内容に位置付け。

### 第2部（政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策）

- 「地下水の適正な保全及び利用」の項目を新設
- 法律の条文に沿って施策を記載

#### 「地下水の適正な保全及び利用」の構成

- 総論 → 地下水マネジメント推進プラットフォームの設立等
- (1) 地下水に関する情報の収集、整理分析、公表及び保存  
→ 地下水データベースの構築等
  - (2) 地下水の適正な保全及び利用に関する協議会等の活用
  - (3) 地下水の採取の制限その他の必要な措置

### 第3部（水循環に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項）

- 法改正を踏まえ、国、地方公共団体、事業者及び国民の責務に関する記述を追加・修正

### 現行計画の策定後に取組が進んだ内容（再生可能エネルギー・流域治水）

- 前回の水循環基本計画の改定以降に進んだ以下の取組について記述を追加・修正
  1. 「2050年カーボンニュートラル」を踏まえた、水循環政策における再生可能エネルギーの導入促進
  2. 流域治水関連法の全面施行（令和3年11月）を踏まえた取組推進

## 第1部 水循環に関する施策についての基本的な方針

### 1 流域における総合的かつ一体的な管理

(地下水の適正な保全及び利用)

地下水の利用や地下水に関する課題等は一般的に地域性が極めて高いため、課題についての共通認識の醸成や、地下水の利用や挙動等の実態把握とその分析、可視化、水量と水質の保全、涵養、採取等に関する地域における合意やその内容を実施するマネジメント（以下「地下水マネジメント」という。）を、地方公共団体などの地域の関係者が主体となり、地表水と地下水の関係に留意しつつ、連携して取り組むよう努めるものとする。

## 第2部 水循環に関する施策に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策

### 2. 地下水の適正な保全及び利用

- 国は、関係府省庁、先進的な取組を行っている地方公共団体等の公的機関、大学、研究機関、学識経験者、企業、NPO等が参画する「[地下水マネジメント推進プラットフォーム](#)」を設立し、地域の地下水の問題を解決するため、関係者の協力の下、地下水マネジメントに取り組もうとする地方公共団体へ適切な助言を行うなど一元的に支援する。

#### (1) 地下水に関する情報の収集、整理、分析、公表及び保存

- [地下水マネジメント推進プラットフォーム](#)において、地域の地下水の調査・解析手法、ガイドライン等についての知見を集約し、地下水に関する情報の収集、整理、分析等を支援する。

#### (2) 適正な保全及び利用に関する協議会等の活用

- [地下水マネジメント推進プラットフォーム](#)において、地下水協議会設立に向けた関係者との連携・調整や、地下水協議会の設立、運営、取組の企画立案、実施等について、先進事例を収集し、地下水協議会の設立を支援する。また、国は、収集した先進事例に基づき、ガイドライン等を充実させる。

#### (3) 採取の制限その他の必要な措置

- [地下水マネジメント推進プラットフォーム](#)において、条例等による地下水の適正な保全及び利用を図るための採取制限等の必要な措置の事例等を集約し公表するとともに、採取の制限等の取組を支援する。

地方公共団体の担当者へアンケート、ヒアリングを行い、地下水の課題、及び参考となる取組を把握。

課 題	ヒアリング結果
<p><b>① 地下水に関する知識、取組の手順</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地下水に関する調査・分析について、技術的ノウハウや知識がない</li> <li>職員に安定的な高い専門性を求めるのは難しい</li> <li>何からはじめるか、どのように進めるか、わからない</li> <li>施策の進め方（節水ルール、地下水涵養の促進等）を示したガイドラインやアドバイスが必要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地下水学会に会員登録し、学会からの情報提供や講座により知識を得る</li> <li>関係する研修（涵養林なら林業関係や土木関係などの研修）を受講する</li> <li>地下水観測、コンサル委託や大学との共同研究、審議会や協議会の運営などの通常業務で知識を高める</li> <li>進め方がわからない場合には、地下水マネジメントの手順書が参考になる</li> <li>他自治体の事例を参考に試行錯誤しながら取組を進める</li> <li>初期段階の実態把握の総合的な調査が、その後の取組につながる</li> </ul>
<p><b>② 地下水の実態把握、取組効果</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地下水涵養量がわからないため、揚水量の上限値がわからない</li> <li>地下水脈の場所や地下水量の把握がなされていない</li> <li>原因特定が難しいため、根本的解決ができない</li> <li>節水や涵養による効果を示さなければ協力が得られない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国、県、市、他部局などの既存の観測データを活用する</li> <li>市民の協力による地下水位観測を約1万円/月・カ所の謝礼で実施している</li> <li>地下水位観測20カ所程度を百万円強/年で実施している</li> <li>観測井や河川流量の調査は、直営でもできる</li> <li>観測井は新設せずに既存の井戸を引き継いで拡充する</li> <li>井戸の分布は、井戸水の水質検査と井戸台帳を比較し特定する</li> <li>地下水揚水（取水）量は、水道水源と企業の取水量から大まかに把握する</li> <li>初期段階の実態把握を大学との共同研究により低コストで行っている</li> <li>実態把握で涵養量や水収支の算定方法を確立し、その後は直営で更新する</li> </ul>
<p><b>③ 条例等の地域のルールづくり</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>施策（節水、地下水涵養の促進等）に対応したルール作りの事例を知りたい</li> <li>ルール作りの手順、方法がわからない</li> <li>新規掘削の規制及び現所有者の利用水量管理をどうしていくか悩んでいる</li> <li>規制対象外の用途や小規模井戸を複数設置して同一敷地内、同一用途に使用するなど、事業者、市民の間で不信感が生じることを懸念</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>他自治体の条例を簡単に検索できるツールがあれば、作りやすくなる</li> <li>似たような状況にある自治体の先進的取組を参考に条例を制定する</li> <li>事業者へのアンケートにより、口径、用途などを把握し、規制値を決める</li> <li>専門的な議論のため、条例制定の研究会などの組織を立ち上げる</li> <li>“市長が必要と認める場合”などの、条例のただし書きの客観性を確保するため、審査会等の組織を設ける</li> </ul>
<p><b>④ 節水、涵養等の施策</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>節水や涵養への協力を得るための方法がわからない</li> <li>地下水涵養事業を、どこの地域・場所の休耕田で行ったら効果的なのかということがはっきり分らない</li> <li>涵養域が他の自治体にあり対応が難しい</li> <li>道路消雪用の地下水使用を削減するための方法について困っている</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>新たな取組を進める場合、他の先進自治体の調査、議論が参考になる</li> <li>地下水涵養等の取組は、企業進出の機を逃さずに共同で取り組む</li> <li>除草効果、連作障害防止の副次的効果として地下水涵養に取り組む</li> <li>市民の協力により掲示板で地下水位と注・警報を知らせる</li> <li>取組を確実に進めるため、行動計画等で実施主体を明示する</li> <li>※地圏環境テクノロジーでは“ウェブマッピングシステム”で地質的に涵養に適した地域をマップ上に図示している</li> </ul>

## 地下水マネジメント推進プラットフォーム

関係府省庁、先進的な取組を行っている地方公共団体等の公的機関、大学、研究機関、企業、NPO等が参画し、地域の地下水の問題を解決するため、関係者の協力の下、地下水マネジメントに取り組もうとする地方公共団体へ適切な助言を行うなど一元的に支援する。

### 相談窓口の設置

相談窓口を設置し、関係省庁、先進的な取組を行っている地方公共団体等の幅広い知見等を紹介する。

### ポータルサイトによる情報提供

情報を一元的に得ることができるポータルサイトを設置し、基礎的な情報、代表的な地下水盆の概況、条例策定状況、地下水データベースの紹介等を行う。

### アドバイザーの派遣

水循環アドバイザーの制度を活用し、地方公共団体等の課題に応じたアドバイザーの紹介、派遣を行う。

### ガイドライン等に関する情報提供・内容の充実

地下水に関するガイドライン等を紹介するとともに、プラットフォームの活動を通じて得た知見を活用して内容の充実を図っていく。

### 地下水マネジメント研究会

課題の解決の方向性を見いだすことを支援するため、地下水に関する基礎的な知識を提供するとともに、先進的に取組を進めている地方公共団体の経験、ノウハウや、大学、研究機関、企業、NPOなどの多様な主体の知見等を提供し、意見交換を行う。

相談

支援

地下水マネジメントに取り組もうとする地方公共団体